

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）  
○ 外國為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（抄）  
○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置（第十条—第十五条）
- 第三章 支払等（第十六条—第十九条）
- 第四章 資本取引等（第二十条—第二十五条の二）
- 第五章 対内直接投資等（第二十六条—第四十六条）
- 第六章 外国貿易（第四十七条—第五十四条）
- 第六章の二 報告等（第五十五条—第五十五条の九）
- 第六章の三 輸出者等遵守基準（第五十五条の十一—第五十五条の十二）
- 第七章 行政手続法との関係（第五十五条の十三）
- 第七章の二 不服申立て（第五十六条—第六十四条）
- 第八章 雜則（第六十五条—第六十九条の五）
- 第九章 罰則（第六十九条の六—第七十三条）
- 附則
- （役務取引等）
- 第二十五条 國際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 2～6 （略）  
（輸出の許可等）
- 第四十八条 國際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物

の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

### 2・3 (略)

#### (経過措置)

第六十九条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

#### ○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（抄）

##### （役務取引の許可等）

第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下この項、次項及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。）を特定の外国（以下この項において「特定国」という。）において提供することを目的とする取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。

255 (略)

別表（第十七条関係）

三	二	一	技術	外 國
	(一) 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 令で定めるもの	輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術		
(二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省			全地域	全地域
全地域				

		令で定めるもの
三の二		
四		
五	<p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(一)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) ロケット又は無人航空機塔載用の電子計算機の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) オートクレーブの使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(五) 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(一) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(三) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一)(一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(五) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふつ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>	全地域

七	六	
（六）芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるものを除く。） （七）複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。） （八）電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	（二）輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （二）輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （二の項の中欄に掲げるものを除く。） （三）数値制御装置又はコーティング装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（二の項の中欄に掲げるものを除く。） （四）金属の加工用の装置又は工具（型を含む。）の設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （（一）から（三）までに掲げるものを除く。） （五）液圧式引張成形機（その型を含む。）の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるものを除く。） （六）数値制御装置の附属装置の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域
（一）輸出貿易管理令別表第一の七の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （二）輸出貿易管理令別表第一の七の項（十六）に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （三）集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの（（一）及び四の項の中欄に掲げるものを除く。） （四）超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、絏済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるも	全地域	

			のを除く。)  (五) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるもの を除く。）
九	八	八	<p>（一）輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省 令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（二）電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省 令で定めるもの（（一）及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>
一〇	九	全地域	<p>（一）輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省 令で定めるもの</p> <p>（二）輸出貿易管理令別表第一の九の項（一）から（三）まで又は（五）から（六）までに掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（三）通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（七 の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（四）超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（七の項の中欄 に掲げるものを除く。）</p>
一一	一〇	全地域	<p>（一）輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で 定めるもの</p> <p>（二）輸出貿易管理令別表第一の一〇の項（二）若しくは（九）から（十一）まで又は一五の項（七）に掲げる貨物 の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（三）光学部品の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）に掲げるものを除く。）</p> <p>（四）レーザー発振器の試験装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）に 掲げるものを除く。）</p>

一 三	二 二	一 （一）輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （二）輸出貿易管理令別表第一の一二の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの （三）プロペラの設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（一）及び（二）並びに一 五の項の中欄に掲げるものを除く。）  （四）アビオニクス装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲 げるものを除く。）	（五）削除 （六）レーダードームの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（四の項の中欄に掲げるものを除 く。） （七）レーザー光に対する物質の耐久性の試験を行うための装置又はその試験に用いる標的の設計、製造又は使用に 係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
全地域	全地域	全地域	

一六				
	(二) 輸出貿易管理令別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)	(二) 輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(三) ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一、二及び二並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	(四) 航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一、二及び一の項の中欄に掲げるものを除く。)
	(五) ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(五) ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一四の項の中欄に掲げるものを除く。)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
一五	(二) 削除  (三) 音波を利用した水中探知装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの  (四) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの  (五) ジヤイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの  (五の二) 水中ソナー航法装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)  (六) ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	(二) 削除  (三) 音波を利用した水中探知装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの  (四) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの  (五) ジヤイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの  (五の二) 水中ソナー航法装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)  (六) ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	全地域	全地域
一四				

(二) 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、經濟産業省令で定めるもの（（一）及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）

令別表第三  
に掲げる地  
域を除く。  
）

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

（輸出の許可）

第一条 外國為替及び外國貿易法（以下「法」という。）第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 法第四十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、經濟産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならない。

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものと含む。）により運送されたもの（第三号から第六号までにおいて「外國向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ、第三号、第四号及び第十三条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ、第三号及び第四号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして經濟産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

二 （略）

三 別表第一の一六の項（一）に掲げる貨物（外國向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ

及び二のいずれの場合にも）該当しないとき。

イ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ　その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。）の開発、製造又は使用のため用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

二　その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

四・五　（略）

六　別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物又は同表の九の項の中欄に掲げる貨物（（七）、（八）又は（十）に掲げる貨物に係る部分に限る。）のうち、当該貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定めるもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

2～4　（略）

別表第一（第一条、第四条関係）

貨物	地域
一 (一) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 (二) 爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれら (三) 火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料 (四) 火薬又は爆薬の安定剤 (五) 指向性エネルギー兵器又はその部分品	全地域

二	
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	<p>(六) 運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品</p> <p>(七) 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品</p> <p>(八) 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品</p> <p>(九) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品</p> <p>(十) 防潜網若しくは魚雷防護網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん</p> <p>(十一) 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品</p> <p>(十二) 軍用探照灯又はその制御装置</p> <p>(十三) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のために装置若しくはその部分品</p> <p>(十四) 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株</p> <p>(十五) 軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品</p> <p>(十六) 兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p>
全地域	<p>(一) 核燃料物質又は核原料物質</p> <p>(二) 原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置</p> <p>(三) 重水素又は重水素化合物</p> <p>(四) 人造黒鉛（四の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(五) 放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置</p> <p>(六) リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置</p> <p>(七) ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品（（三十</p>

(二) に掲げるものを除く。)

(八) ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品

(九) ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属

(十) 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置

(十一) 三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラン、金属ウラン、四塩化ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふつ化プルトニウム、四ふつ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品

(十二) ガス遠心分離機の製造に用いられるしげきスピニング加工機又はその部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

(十三) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの

1 数値制御を行うことができる工作機械

2 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）

(十四) 誘導炉、アーケ炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置

(十五) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

(十六) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置

1 防爆構造のもの

2 放射線による影響を防止するように設計したもの

(十七) 振動試験装置又はその部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

(十八) ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

1 アルミニウム合金

2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品

3 マルエージング鋼  
4 チタン合金

(十八) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品（電子機器の部分品に用いるベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。）

(十九) 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質（（一）に掲げるものを除く。）

(二十) ほう素一〇

(二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質

(二十二) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼ

(二十三) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品

(二十四) リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品

(二十五) タングステン、タングステンの炭化物又はタングステン合金の一次製品（円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。）

(二十六) ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品

(二十七) ふつ素製造用の電解槽

(二十八) ガス遠心分離機のローターの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品

(二十九) 遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）

(三十) フィラメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置

(三十一) ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器

(三十二) 核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源

(三十三) 六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁（三の項の中欄に掲げるものを除く。）

(三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石

(一) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物

- (三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ（三の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (三十六) 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- (三十七) 電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (三十八) 発射体を用いる衝撃試験機
- (三十九) 機械式若しくは電子式のストリーケカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品
- (四十) 流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器
- (四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの
- 1 三個以上の電極を有する冷陰極管
  - 2 トリガーフラッシュ
  - 3 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品
  - 4 パルス用コンデンサ
  - 5 パルス発生器
  - 6 キセノンせん光ランプの発光装置
- (四十二) 陽極パルス立上がり時間が短い光電子増倍管
- (四十三) トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置
- (四十四) 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーター
- (四十五) 放射線を遮へいするように設計した窓又はその窓枠
- (四十六) 放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズ
- (四十七) トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物
- (四十八) トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置
- (四十九) 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒
- (五十) ヘリウム三

質として経済産業省令で定めるもの

(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの

1 反応器

2 貯蔵容器

3 熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品

4 蒸留塔若しくは吸收塔又はこれらの部分品

5 充てん用の機械

6 かくはん機又はその部分品

7 弁又はその部分品

8 多重管

9 ポンプ又はその部分品

10 焼却装置

11 空気中の物質を検知する装置又はその部分品

全地域

三の二

(一) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの

(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの

1 物理的封じ込めに用いられる装置

2 発酵槽

3 遠心分離機

4 クロスフロー過用の装置又はその部分品

5 凍結乾燥器

物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置

7 粒子状物質の吸入の試験用の装置  
8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品

全地域

次に掲げる貨物であつて、經濟産業省令で定める仕様のもの

- (一) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

(一の二) 無人航空機

- (二) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推力の方向を制御する装置又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

- (三) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

1 ロケット推進装置

- 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン

(四) しごきスピニング加工機又はその部分品

- (五) サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ若しくはこれに使用することができる軸受

(六) 推進薬又はその原料となる物質

- (七) (六) に掲げる貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品

- (八) 連続式若しくはバッチ式の混合機（液体用のものを除く。）又はその部分品

- (九) ジェットミル若しくは粉末状の金属の製造用の装置又はこれらの部分品

- (十) 複合材料、纖維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置又はその部分品若しくは附属品

- (十一) ノズルであつて、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの

- (十二) ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置

- (十三) アイススタチックプレス又はその制御装置

(十四) 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその制御装置  
(十五) ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、次に掲げるものの

1 複合材料又はその成型品

2 人造黒鉛

3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉

4 マルエージング鋼

5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼

(十六) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品

1 加速度計

2 ジヤイロスコープ

3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置

4 航法装置

5 磁気方位センサー

(十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置

(十八) アビオニクス装置又はその部分品

(十八の二) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池（一の項の中欄に掲げるものを除く。）

(十九) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾こう配計

(二十) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置

(二十一) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置

(二十二) ロケット搭載用の電子計算機

(二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器

(二十四) 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる風洞、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置

(二十四の二) ロケット設計用の電子計算機

(二十五) 音波(超音波を含む。以下同じ。)、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置

(二十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレーダーム

次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

(一) ふつ素化合物の製品であつて、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体に使用するよう設計したもの

(二) ビニリデンフルオリドの圧電重合体又は圧電共重合体

(三) 芳香族ポリイミドの製品

(四) チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具

(五) ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二の項の中欄に掲げるものを除く。)

(六) 金属性磁性材料

(七) ウランチタン合金又はタンクステン合金(二の項の中欄に掲げるものを除く。)

(八) 超電導材料

(九) 作動油として使用することができる液体であつて、シラハイドロカーボン油又はクロロフルオロカーボンを主成分とするもの

(十) 潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル若しくはこれらの混合物又はふつ化シリコーン油を主成分とするもの

(十一) 振動防止用に使用することができる液体であつて、ジブロモテトラフルオロエタン、ポリクロロトリフルオロエチレン又はポリブロモトリフルオロエチレンを主成分とするもの

(十二) 冷媒用に使用することができる液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアル

カン又はパーカルオロアルカンを主成分とするもの

(十三) チタンのほう化物又はこれを用いて製造したセラミックの半製品若しくは一次製品

(十四) セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの

(十五) ポリジオルガノシラン、ポリシラザン又はポリカルボシラザン

(十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリエーテルイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフイド又はポリビフェニレンエーテルスルホン

(十七) ビニリデンフルオリドの共重合体、ふつ化ポリイミド又はふつ化ホスフアゼン

(十八) 有機纖維、炭素纖維、無機纖維若しくは(十六)に掲げる貨物を用いた纖維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二、四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)

(十九) ほう素若しくは炭化ほう素若しくはこれらの混合物、硝酸ガニジン又はニトログアニジン(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)

六

全地域

次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

(一) 軸受又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

(二) 数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品

(三) 齒車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置

(四) アイススタチックプレス又はその部分品若しくは附属品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

(五) コーティング装置又はその自動操作のための部分品

(六) 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)であつて、次に掲げるものの又はその部分品

1 電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの

2 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの

3 表面粗さを測定することができるもの

七		
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	4 （七） ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 （八） 実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるもの （九） 放射線による影響を防止するように設計したもの （十） 高い高度で使用することができるよう設計したもの （十一） 防爆構造のもの （十二） スピンドル （十三） 絞りスピニング加工機又はしごきスピニング加工機（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	3 2 1
全地域	（一） 集積回路（四の項の中欄に掲げるものを除く。） （二） マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品 （三） 弹性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置又はその部分品 （四） 超電導材料を用いた装置 （五） 超電導電磁石（二の項の中欄に掲げるものを除く。） （六） 一次セル、二次セル又は太陽電池セル （七） 高電圧用コンデンサ（二の項の中欄に掲げるものを除く。） （八） エンコーダ（四の項の中欄に掲げるものを除く。） （九） パルス出力の切換えを行うサイリスターデバイス又はサイリスター・モジュール （十） 電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール （十一） デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置、計測用の磁気テープ記録装置若しくはデジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を計測用の磁気テープ記録装置として使用するための装置又はこれらの試験用の磁気テープ （十二） 波形記憶装置 （十三） 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置 （十四） 装置の部分品であつて、周波数シンセサイザーを用いたもの	（一） 実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるもの （二） 放射線による影響を防止するように設計したもの （三） 高い高度で使用することができるよう設計したもの （四） 防爆構造のもの （五） スピンドル （六） 絞りスピニング加工機又はしごきスピニング加工機（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

九	八	
(五) 削除 (四) フェーズドアレーランテナ	<p>電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 電子式交換装置</p> <p>(三) 光ファイバー通信ケーブル若しくは通信用の光ファイバー又はこれらの附属品</p>	<p>(十二) 信号発生器（周波数シンセサイザーを用いたものに限る。）</p> <p>(十三) 周波数分析器</p> <p>(十四) ネットワーカアナライザ</p> <p>(十五) 原子周波数標準器</p> <p>(十五の二) スプレー冷却方式の熱制御装置</p> <p>(十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(十七) マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(十八) 半導体基板</p> <p>(十九) レジスト</p> <p>(二十) アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐りん、砒ひ素若しくはアンチモンの有機化合物</p> <p>(二十一) 燐りん、砒ひ素又はアンチモンの水素化物</p> <p>(二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板又はインゴット、ブールその他のプリフォーム</p>
	全地域	全地域

一〇	
	<p>(五の二) 監視用の方向探知機又はその部分品</p> <p>(五の三) 通信妨害装置又はその部分品</p> <p>(五の四) 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置</p> <p>(六) (一)から(三)まで若しくは(五)から(五の四)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(七) 暗号装置又はその部分品</p> <p>(八) 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品</p> <p>(九) 秘密保護機能を有する情報通信システム又はその部分品</p> <p>(十) 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品</p> <p>(十一) (七)、(八)又は(十)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置又は修理用の装置</p>
全地域	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(一) 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部品(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(一の二) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置</p> <p>(二) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) センサー用の光ファイバー(九の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリーカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品(二及び一二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 反射鏡</p> <p>(六) 光学部品であつて、セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの又は宇宙用に設計したもの</p> <p>(七) 光学器械又は光学部品の制御装置</p>

一一		
一二	<p>次に掲げる貨物（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>（一） 加速度計又はその部分品</p> <p>（二） ジャイロスコープ又はその部分品</p> <p>（三） 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品</p> <p>（四） ジヤイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計</p> <p>（四の二） 水中ソナー航法装置又はその部分品（一〇及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（五） （一）から（四の二）までに掲げるものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置</p>	
一二一	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>（一） 潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるよう設計した船舶（一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（二） 船舶の部分品又は附属装置（一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（三） 水中から物体を回収するための装置</p> <p>（四） 水中用のカメラ又はその附属装置（二の項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（五） 水中用のロボット（二及び六の項の中欄に掲げるものを除く。）</p>	
	全地域	

(六) 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置		
(七) 回流水槽		
(八) 浮力材		
(九) 閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具		
	(一) 次に掲げる貨物（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	
	(二) ガスタービンエンジン又はその部分品	
	(三) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体又はその部分品	
	(三) ロケット推進装置又はその部分品	
	(四) 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置	
	(五) (一) から(四) まで若しくは一五の項（十）に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品	
(一) 粉末状の金属燃料（アルミニウムの粉を含み、四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの		
(二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて、経済産業省令で定めるもの		
(三) 非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの		
(四) 削除		
(五) 自給式潜水用具又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの（一二の項の中欄に掲げるものを除く。）		
(六) 航空機で輸送することができるよう特に設計した土木機械又はその部分品		
(七) ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの（二、六及び一二の項の中欄に掲げるものを除く。）		
(八) 電気制動シャッター（カメラ用に設計したもの）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの		
(九) 催涙剤若しくはくしやみ剤（個人護身用のものを除く。）又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のた		
	全地域	

めの装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

(十) 簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置又はその部分品若しくは附属品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

(十一) 爆発物を自動的に探知し、又は識別するよう設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

一五

次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

(一) 無機纖維又は五の項（十六）に掲げる貨物を用いた纖維を使用した成形品

(二) 電波の吸収材又は導電性高分子（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

(三) 核熱源物質（二の項の中欄に掲げるものを除く。）

(四) チャネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品

(五) 音波を利用した水中探知装置又はその部分品

(六) 宇宙用に設計した光検出器

(七) 目標を自動的に識別する機能を有するレーダー若しくは送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のレーダー又はこれらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

(八) 潜水艇であつて、単独で航行できるもの（一の項の中欄に掲げるものを除く。）

(九) 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置（一の項の中欄に掲げるものを除く。）

(十) ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン又はこれらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）

一六

(一) 次に掲げる貨物（一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

1 ニッケル合金又はチタン合金

2 作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメ

全地域

（別表第三に掲げる地域を除く。）

チルフェニル) 又はりん酸トリノルマル・ブチルを含むもの  
3 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維

4 軸受又はその部分品

5 4 工作機械その他装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品  
工作機械の数値制御を行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）

イ 数値制御を行うことができる工作機械

ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）  
ハ 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）

6 二次セル

7 波形記憶装置

8 電子部品実装ロボット

9 電子計算機又はその部分品

10 伝送通信装置又はその部分品

11 フェーズドアレーインテナ

12 通信妨害装置又はその部分品

13 12 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知する  
ことができる装置

14 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置

15 センサー用の光ファイバー

16 レーザー発振器又はその部分品

17 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾こう配計又はこれらの部分品

18 重力計

19 レーダー又はその部分品

20 加速度計又はその部分品

21 ジヤイロスコープ又はその部分品

22 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品

23 ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる  
装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計

24 水中用のカメラ又はその附属装置

25 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置

26 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品

27 ガスター・ビンエンジン又はその部分品

28 ロケット推進装置又はその部分品

29 28 若しくは28に掲げるものの製造用の装置又はその部分品

30 航空機又はその部分品

31 30 ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品

32 フラッシュ放電型のエックス線装置

(二) 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物(二)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)

別表第三(第四条関係)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チエコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英國、アメリカ合衆国

別表第三の二(第四条関係)

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スリラン

別表第三の三(第四条関係)

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(十五)若しくは(十六)、八の項の中欄、九の項(二)若しくは(六)、一〇の項(一)

一)、(二)、(四)、(六)、(七)、(九)若しくは(十一)、一二の項(一)、(二)、(五)若しくは(六)若しくは一三の項(五)に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物